

甲斐市議会 厚生文教常任委員会 会議録

1. 開催日時 令和8年6月29日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（7名）

委員長	保坂 康	副委員長	依田 那津希
	河野 みひろ		皆川 千香子
	若尾 彰子		谷口 和男
	滝川 美幸		

欠席委員（1名）

金丸 幸司

傍聴議員（5名）

議長	小澤 重則		黒崎 真樹
	大久保 智勇		山本 英
	山坂 賢太		

説明のため出席した者の職氏名

市民生活部長	望月 新路	福祉部長	金子 智奈美
こども子育て健康部長	堤 貞治	教育部長	大 寫 正之
市民戸籍課長	早川 要子	保険課長	高 須 秀樹
市民協働推進課長	小宮山 佳浩	スポーツ振興課長	広 瀬 修
福祉課長	藤田 陽子	長寿推進課長	藤原 布美
子育て支援課長	中村 大輔	健康増進課長	赤 松 圭
教育総務課長	堤 真由美	学校教育課長	小山田 拓也

生涯学習文化 課長兼 図書館長	興 石 文 明	住民記録係長	松 井 恵 美
証 明 係 長	加 藤 実 奈	国民健康保険 給付係長	中 込 聡
高齢者医療・ 年金係長	保 坂 勇 二	市民協働係長	宮 川 倭 香
交流推進係長	森 田 健 一	スポーツ推進 係長	森 田 公
福祉総務係長	有 野 恵 理	介護保険係長	飯 沼 し ほ
子育て支援 係長	渡 邊 由 香	健康企画係長	伊 藤 静 香
教育総務係長	川 上 恵 美	施 設 係 長	秋 山 裕 介
保健給食係長	柴 崎 智 之	生涯学習係長	内 藤 京 子
文化財係長	櫻 田 良 文		

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中 澤 一 昭	書 記	小 林 久 美
書 記	川 口 大 貴		

審査内容

1 条例等審査

議案第 3 6 号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件

議案第 3 7 号 甲斐市手数料条例の一部改正の件

議案第 3 9 号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件

2 補正予算審査

議案第 4 1 号 令和 8 年度甲斐市一般会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 2 号 令和 8 年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

3 その他

開会 午後 1時26分

○書記（川口大貴） ご参集、大変お疲れさまです。

ただいまから厚生文教常任委員会を始めさせていただきます。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により進めてまいります。

それでは、保坂委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 改めまして、こんにちは。

お忙しい中、厚生文教委員会の委員会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

第2回の委員会となります。いろんな審査、審議ありますので、ぜひ皆さんの貴重な意見を投影していきたいというふうに思いますので、ぜひ活発なご意見をよろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） ただいまの出席委員は7名です。定足数に達しておりますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

なお、金丸委員につきましては、欠席の連絡がありましたので、報告いたします。

なお、本日は、委員外議員の傍聴を許可しますので、ご承知おきください。

本日の委員会は、今定例会初日に付託されました議案の審査を行います。

審査に入る前にお諮りします。本日は、円滑な審査を行うため、タブレットに入れてあります議案審査日程により審査を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 異議なしと認め、そのようにいたします。

それでは、初めに、条例等審査を行います。

議案第36号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件を議題とします。

それでは、担当より説明をお願いします。

早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） お疲れさまでございます。

市民戸籍課から、議案第36号 甲斐市印鑑条例の一部改正の件につきましてご説明いた

します。

議案書の15ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和等を目的として、多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を設置することに伴い、印鑑登録証明書の交付申請方法の追加及びその他所要の改正を行う必要があることから、本条例案を提出するものであります。

改正の経緯といたしまして、本市では、全国のコンビニ等に設置されているマルチコピー機において、住民票の写しや印鑑登録証明書等を取得できるコンビニ交付サービスを平成30年5月から実施しております。

このたび、令和7年度に行った民間事業者による市民戸籍課業務のBPRの結果等を踏まえ、竜王庁舎へマルチコピー機を導入することに伴う改正及び国の制度に係るその他所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議会資料により説明させていただきます。

議会資料3ページをお願いいたします。

初めに、第13条につきましては、我が国に在留する外国人の多くが所持する在留カードまたは特別永住者証明書に、本年6月14日からマイナンバーカードの機能を付加するための措置が講じられた特定在留カード及び特定特別永住者証明書が導入されたことに伴い、印鑑登録証明書の交付に係る申請の方法について規定した第13条に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書の規定を追加するものであります。

次に、4ページをお願いいたします。

第14条につきましては、多機能端末機、いわゆるマルチコピー機による印鑑登録証明書の交付申請におきまして、多機能端末機の定義が民間事業者が設置するものに限定されているため、本市が設置するものについても同様に交付できるようにするため、多機能端末機の定義から「民間事業者が設置する」を削除するものであります。

また、交付申請の方法として、先ほどご説明した特定在留カード及び特定特別永住者証明書の規定を追加するものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日からといたします。

以上で、本議案の説明を終了いたします。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

ここで、委員並びに職員各位に申し上げます。質問は一問一答とし、また、質問、答弁は、簡潔明瞭にいただけますようお願い申し上げます。

それでは、説明に対する委員の質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） マルチコピー機となると、何か高齢者にとっては、マルチとつくだけで、どうやって使うんだろうかということで、疑問を覚える方が多いと思うんですが、その辺の説明とかそういうのは、今よりも便利になるのかどうかということですね。それをお伺いしたいんですが。

○委員長（保坂 康） 早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） 市役所の庁舎の中にマルチコピー機を設置いたしますので、行く行くは町のコンビニのほうで高齢者の方も取れますように、市のほうで、来年の1月から民間委託も予定しておりますが、そのサポートですね、こういうふうにすれば、マルチコピー機で住民票等が取得できるということをサポートするということも、今回導入する大きな目的となっておりますので、その辺のサポートをしっかりしていきたいと思っております。以上です。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） ということは、コンビニ交付をこれからも進めていくので、その教育のためにもこちらに設置したいと、そういうようなことですか。

○委員長（保坂 康） 早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） そのとおりでございます。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） コンビニ交付でいろいろ問題になっているのが、不正というか、詐欺とかいろいろありますよね。そういうのが問題になっていることもあるんですけども、こちらのほうにおいては、そういう見守りというか、そういうのは体制を取られているんでしょうか。

○委員長（保坂 康） 早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） お答えします。

マルチコピー機自体に防犯カメラ等も設置を予定しておりますので、そういったもので、防犯対策等は図っていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（保坂 康） ほかがございますか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子） 1点確認させてください。

コンビニ交付、民間のコンビニが設置しているマルチコピー機は、今後継続していくということの確認をさせていただきたいんですけども。

○委員長（保坂 康） 早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） そのとおりでございます。

○委員長（保坂 康） ほかがよろしいですか。

副委員長。

○委員（依田那津希） 確認で、マルチコピー機、コンビニに設置してあるものは、例えば過去の新聞が出せたりとか、いろいろな機能がついていると思うんですけども、庁舎に設置するコピー機については、そういったほかの機能もつけたものが庁舎に入る予定ですか。

○委員長（保坂 康） 加藤証明係長。

○証明係長（加藤実奈） 基本的に証明書発行とコピー機能になります。

以上です。

○委員長（保坂 康） 副委員長。

○委員（依田那津希） ありがとうございます。

ご近所の方もコンビニで取るときに、選択肢がたくさんあって、どこを選んでいいかわからないというお話を聞いていますので、まず庁舎の比較的簡単な操作で慣れていただいて、コンビニ交付にもつなげていただければいいなと思いますので、その辺もよろしく願いします。

以上です。

○委員長（保坂 康） ほかがございますか。

谷口委員。

○委員（谷口和男） マルチコピー機の設置に係る費用と、それと、市民が利用したときにどのような手数料がかかるのか、ちょっと教えていただきたいんですが。

○委員長（保坂 康） 早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） 設置に係る費用につきましては、今年度入札を行いまして、購入をしているんですが、今、契約手続を進めているところでございます。

あと、コピー機の金額なんですけれども、基本的にはコンビニと同様の金額を予定しております。

以上です。

○委員長（保坂 康） ほかはございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） 討論なしと認めます。

これで討論を終了します。

これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任をお願いいたします。

以上で議案第36号を終わります。

次に、議案第37号 甲斐市手数料条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

早川市民戸籍課長。

○市民戸籍課長（早川要子） 引き続き、よろしくお願いいたします。

議案第37号 甲斐市手数料条例の一部改正の件につきましてご説明いたします。

議案書16ページをお願いいたします。

提案理由につきましては、市民サービスの向上及び窓口の混雑緩和等を目的として、多機能端末機、いわゆるマルチコピー機を設置することに伴い、交付手数料の規定及びその他所要の改正を行う必要があることから、本条例案を提出するものであります。

改正の経緯といたしまして、マルチコピー機による発行手数料は、マイナンバーカードの普及と交付率の向上を図るため、令和4年度から、窓口交付より100円安い200円としております。マルチコピー機の導入に当たり、本条例におけるマルチコピー機を示す多機能端末

機の定義が、コンビニに設置されているものを想定していたため、本市が設置するものについても、手数料を同様に徴収できるようにするための改正及びその他所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議会資料により説明させていただきます。

議会資料 5 ページをお願いいたします。

初めに、附則第 4 項につきましては、住民基本台帳カードの有効期間満了に伴い、削るものであります。

住民基本台帳カードにつきましては、平成28年 1 月からマイナンバーカードが発行開始されたことに伴い、平成27年12月31日をもって新規発行を終了し、有効期間に係る経過措置として、カード発行日から10年という有効期間が設けられました。これにより、令和 7 年12月31日をもって、経過措置に基づく全ての住民基本台帳カードの有効期間が満了し、有効な住民基本台帳カードは存在しないため、本カードの規定を削るものであります。

次に、別表第 2 条関係 2 の項につきましては、政令において、戸籍電子証明書提供用識別符号をオンライン、こちらはマイナポータルにより請求する場合及び同一の事項の戸籍証明書を同時に請求する場合は、手数料を徴しないとされていることから、別表 2 の項、手数料を徴収する事項に、所要の規定を加えるものであります。

また、除籍電子証明書提供用識別符号についても、同様の扱いとなるため、別表 4 の項、手数料を徴収する事項に、所要の規定を加えるものであります。

次に、6 ページをお願いいたします。

別表13の項につきましては、コンビニ等に設置されているマルチコピー機において、各種証明書を発行する際の手数料は200円としており、マルチコピー機の導入に伴い、庁舎内に設置するものについても、同様に徴収できるようにするため、手数料の額における多機能端末機の定義から「民間事業者が設置する」を削るものであります。

なお、本条例の施行日につきましては、公布の日からといたします。

以上で、本議案の説明を終了いたします。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 先ほど、手数料200円、コンビニと同様とするということなんですけれ

ども、コンビニで交付した場合、コンビニに対して、200円のうちから手数料、120円ぐらいかな、支払っていると思うんですが、庁舎内に設置する機械に対しては、その手数料はこちらのほうに入ってくる、市のほうに入ってくるのでしょうか。

○委員長（保坂 康） 加藤係長。

○証明係長（加藤実奈） コンビニと同じ扱いで、手数料は83円になります。

○委員（谷口和男） 手数料は同じ。

○証明係長（加藤実奈） 同じです。

○委員長（保坂 康） ほかがございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） 質疑がなければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第37号を終わります。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時43分

再開 午後 1時44分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、議案第39号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件を議題といたします。

担当より説明をお願いいたします。

藤原長寿推進課長。

○長寿推進課長（藤原布美） お疲れさまでございます。

長寿推進課より、議案第39号 甲斐市介護保険条例の一部改正の件についてご説明させていただきます。

議案書の19ページをお願いします。

初めに、提案理由ですが、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和8年度の介護保険料の減免について、所要の改正を行う必要があるためであります。

改正の趣旨ですが、令和7年度税制改正において、給与所得控除について、最低保障額を55万円から65万円に10万円引き上げる見直しが行われました。これにより、介護保険の保険料においては、一部の被保険者の所得段階が変わり、保険料収入が減少する可能性があることから、国は保険者の想定しない保険料収入不足を可能な限り防ぐ観点から、令和7年度税制改正の影響を遮断するため、介護保険料の算定に関する基準の一部改正を行い、介護保険施行令の一部を改正する政令を令和7年12月17日に公布しております。

本市におきましても、本条例について、令和7年度税制改正の影響により保険料の段階が変わり得る第1号被保険者については、令和7年度税制改正前と同様の判定となるよう、合計所得金額の判定と市民税の課税・非課税の判定に関する特例を設ける改正について、2月の定例会において議決いただいたところであります。

その後、国から施行準備に係る留意点として、令和7年度の住民税非課税者について、令和7年度税制改正を受けて、令和8年度も引き続き住民税が非課税となるよう、令和7年中に給与所得控除の引上げ分の範囲で就労調整（就労収入の増加）を行った者については、住民税非課税者として判定される保険料段階まで減免できることとする。また、当該減免については、本人の個別申請によらず、システム上の対応を可能とするという特例減免についての通知があり、本市においてもこの特例減免を実施するため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、議会資料の10ページ、新旧対照表をお願いします。

令和8年度の保険料の減免の特例について、令和7年度住民税非課税者のうち、令和7年度税制改正を受けて、給与所得控除の引上げ分の範囲で就労調整を行った者については、前回、令和7年度税制改正に係る介護保険条例の一部改正で、附則第20・21項として、住民税の課税・非課税の判定に関する特例を規定したことにより、意図せず住民税課税者とみな

されることとなったため、該当する者について、市長が特に必要があると認めるときは、同年度分の保険料を申請によらずに減免することができることを附則第22項として追加します。

なお、この条例の施行日は、令和8年4月1日であります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、よろしくお願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） ちょっと詳しく聞きたいんですけども、8年度に意図せず住民税課税世帯となった方ということで、意図せずって、どういう状況の場合、意図せず、そういうふうになるんでしょう。

○委員長（保坂 康） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美） こちらについては、税制改正があつて、給与所得の控除分が10万円引き上げられたんですけども、引き上げられたことに伴って、その範囲で就労、時間を増やして収入を増やした方がいらっしゃった場合に、だけれども、今年度の税制改正上は非課税になるんですけども、その前の条例改正のときに、介護保険料については、それで所得段階が変わってしまって、低くなる方が増えてしまうと、保険料が減ってしまうということが想定されたので、介護保険の保険料の判定については、前年度の判定の基準にしましょうということで改正をさせていただいたところでありました。

なので、今回、前年度は非課税だったけれども、今年度、税制改正で収入を増やしてしまった方は、本人は非課税のつもりの範囲で増やしたにもかかわらず、介護保険の保険料の算定上においては課税世帯とみなされることになってしまったので、その方については減免をしようというのが今回の内容になります。

以上です。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 非課税、去年引き上げられたから、ちょっとアルバイトを増やしたとか何とかで収入が入ったとしますよね。その方は、8年度は、住民税は非課税のままなんですか。

○委員長（保坂 康） 藤原課長。

○長寿推進課長（藤原布美） そのとおりでございます。

○委員長（保坂 康） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第39号を終わります。

これで条例審査を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 1時52分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、補正予算の審査を行います。

審査に入る前に、お諮りいたします。補正予算の内容により、一括で説明を受け、質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） それでは、そのようにいたします。

議案第41号 令和8年度甲斐市一般会計補正予算（第1号）、議案第42号 令和8年度

甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）を一括して議題といたします。

初めに、議案第41号 令和８年度甲斐市一般会計補正予算（第１号）についてを行います。

初めに、福祉課より、３款民生費、１項社会福祉費について、説明をお願いいたします。

藤田福祉課長。

○福祉課長（藤田陽子） 大変お疲れさまでございます。

それでは、福祉課の６月補正予算についてご説明いたします。

補正予算説明書の16ページから17ページをお願いいたします。

16ページの下段、３款民生費、１項社会福祉費、１目社会福祉総務費につきまして、補正前の額 ７億4,058万2,000円に125万4,000円の増額補正をお願いし、合計 ７億4,183万6,000円とするものでございます。財源につきましては、全て一般財源となります。

17ページの説明欄をご覧ください。

内容につきましては、令和６年度に実施した国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用しましたナンバー39低所得者世帯支援給付金（令和６年度新たな非課税等）給付事業の実績額確定に伴う返還金125万4,000円を増額するものであります。

以上が福祉課の補正予算の内容となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 １時５５分

再開 午後 １時５６分

○委員長（保坂 康） 会議を再開します。

次に、子育て支援課より、３款民生費、２項児童福祉費について、説明をお願いいたします。

中村子育て支援課長。

○子育て支援課長（中村大輔） それでは、子育て支援課の補正予算についてご説明をいたします。

補正予算書の18ページ、19ページをお願いいたします。

18ページ上段、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費につきましては、6億709万6,000円に38万8,000円の増額補正をお願いし、合計6億748万4,000円とするものがあります。財源につきましては、全て一般財源となっております。

内容につきましては、19ページの説明欄をご覧ください。

令和6年度に実施いたしました国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用したナンバー026の低所得者子育て世帯加算給付金（令和6年度分）の給付事業の実績額確定に伴います返還金38万8,000円を増額するものであります。

以上が子育て支援課の補正予算に関する説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 1時59分

○委員長（保坂 康） 会議を再開します。

次に、健康増進課より、4款衛生費、1項保健衛生費について説明をお願いいたします。

赤松健康増進課長。

○健康増進課長（赤松 圭） お疲れさまでございます。よろしくお願いいたします。

健康増進課から、補正内容について説明申し上げます。

補正予算説明書は、そのまま18ページ及び19ページを併せてご覧くださいますようお願い

いたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、大事業ナンバー20一般管理費における負担金、補助及び交付金の予算に36万円の増額をお願いするものでございます。財源内訳は、国・県支出金として18万円、残りは一般財源でございます。

詳細を説明いたします。

趣旨としまして、今夏における熱中症による健康被害を防止するため、予防対策の一環として、自治会に所在する冷房機器が完備された公民館や公会堂などについて、地域住民が誰でも気軽に安心して涼むことができる居場所として開放していただいた場合に、光熱費等の経費に対して助成金を交付するものです。

本事業については、令和7年度、山梨県が涼み処開放事業として、直接補助の主体となって実施しており、本市では9地区の自治会にご協力いただきました。開放日数は85日間、延べ665人の市民にご利用いただいたところです。

本年につきましても、県は7月から9月末までを強化期間としまして、市町村と連携して取り組むこととしておりますので、協調実施したいと考えております。

なお、協力自治会は、昨年度の2倍の18自治会を見込んでおります。

また、昨年度の平均開放日数が10日から15日の間であることを踏まえ、今年度においても、各自治会当たり同程度の開放期間となることを想定しております。

よって、該当期間に相応する2万円を助成するため、18節負担金、補助及び交付金の予算に、18自治会分の助成金、計36万円を計上しております。

なお、今年度は、県は間接補助形式としておりますので、市では県から2分の1の額の補助を受けて実施いたします。

以上で補正予算の内容説明を終了いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 昨年度は、県のほうが直接、自治会に対して振り込みをされたということですね。今年については、一旦市のほうで振り込んで、市に対して県から補助が来るといことなんでしょうか。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） 本年度は協調実施ということで、市のほうからご案内の通知を送付いたします。去年は市を経由して、県のほうへ申請する格好ではあったんですが、今年度は市のほうで一括で処理をいたします。財源として県のほうに、各市町村のほうから補助金申請をするのみとなります。

○委員長（保坂 康） ほかに質疑はございませんか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子） こちら、18自治会を今年度見込むということなんですけれども、より多くの自治会の方が手を挙げてくださった場合の対応というのはいかがでしょうか。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） まだ暑い時期になっていないので、どれぐらいということはこちらと分からないんですけれども、先月、自治会のほうへ説明をする、市のほうから各種補助金がございますので、その補助金を説明する機会がございました。また今後、こういう事業も予定しているというお話をしたところであります。

その説明会の際には、特に、今準備を進めているとか、そういったお話を聞くことはありませんでした。なので、もしも18自治会以上もしくは15日以上開放した場合につきましては、また次の、その状況を鑑みながら、また次の予算措置を考えていきたいと思っております。

○委員長（保坂 康） 若尾委員。

○委員（若尾彰子） 分かりました。

もう一つ確認させていただきたいんですけれども、この涼み処開放事業ですと、民間事業者さん、サンドラッグさんとかでも、たしか去年やっていたと思うんですが、それは健康増進課の所管ではないですよね、きっと。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） 熱中症予防対策につきましては、市全体での取組ということでする予定でいるんですけれども、サンドラッグであったりとかスーパー、そういった民間の人が多く集まる施設につきましては、クーリングシェルターとして登録しているところでありまして、クールシェアスポットとかクーリングシェルターとか、いろんな呼び方があるんですけれども……訂正いたします。クーリングシェルターというのが、文字どおり、シェルターという意味合いどおり、各公共施設を指定しておりまして、そこは、いわゆる酷暑ということで、気象庁から発表があった際には、必ず開けなきゃいけないという経緯になってい

ます。

一方、クールシェアスポットというのが、涼むところをみんなでシェアしようという意図がございますので、それが各ドラッグストアであったりとか、スーパーとか、そういった大型の商業施設ということで、そこは市のウェブサイトのほうに今登録している状況ですので、そこは随時更新をしております。

クーリングシェルター、またクールシェアスポットに関しましては、環境森林課のほうで所管しているところであります。

○委員長（保坂 康） 質疑はございませんか。

滝川委員。

○委員（滝川美幸） 今の質問の内容は、昨年もあったので分かっているんですが、18自治会がどのような形で2万円を使ったのでしょうか。具体的にどのようなものなのか。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） 基本的に、自治会が所有します公民館、公会堂等を開けていただきまして、長い短い等がありますので、平均して10日から15日間、昨年度は開放していただきまして、ただその期間というのは、特に連続する期間ではなくて、去年の指定する期間内において、総計の期間になっています。

今回の対応につきましても、連続する期間とは、特に7月から9月末までを、一応強化月間として対応していくんですけども、その期間で連続する期間ではなくて、自治会のほうでもいろいろご都合があったり、いろいろございますので、そこは合わせていただくという格好で、実際の累計の実績に応じて補助金を交付する格好になります。

○委員長（保坂 康） 滝川委員。

○委員（滝川美幸） 再度確認ですけれども、この補助金を頂いてする自治会というのは、それぞれの住民の方に、どのような形でそれをお知らせしている、例えば、今日は熱中症がひどいですよという、危険なそれが出たときに、その区で、今から例えば公会堂を開放しますとかいったことを、区民の方たちにお知らせするということですか。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） もともと、今、意向調査というのを今後する予定でありまして、その中で、大体のスケジュール感をこちらのほうでもつかんで、その期間内のいつぐらいに、もしくは何日間ぐらい開放しますかという情報はつかめます。

ただし、天候といいますか、状況によっても変わる可能性があって、その辺の各自治会内

での周知につきましては、基本的には各自治会での防災無線であったりとか、もしくは各戸回覧とか回覧板ですね、そういったものを使って周知いただくことを一応考えてはおります。

○委員長（保坂 康） ほかに質疑はございませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 私の区でも去年申請したと思うんですけども、時間の問題なんですけれども、やっぱり2時前後が一番暑いと思うんですけども、その時間を入れるほうがやっぱりいいんでしょうね。

○委員長（保坂 康） 赤松課長。

○健康増進課長（赤松 圭） おっしゃるとおり、その時間が一番、2時から3時、4時ぐらいが暑い時間になりますので、そこで開放にご協力をいただければ、こちらとしては大変助かります。

○委員長（保坂 康） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時11分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、教育総務課より、10款教育費、1項教育総務費について、説明をお願いいたします。

堤教育総務課長。

○教育総務課長（堤 真由美） お疲れさまでございます。

それでは、教育総務課関係の補正予算につきまして説明させていただきます。

補正予算説明書の22ページから25ページをお願いいたします。

22ページの中段になりますが、10款教育費、1項教育総務費、4目学校ネットワーク管理費の財源更正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金440万円の交付決定

がされたことから、国庫支出金を440万円増額し、一般財源を440万円減額する財源更正を行うものでございます。

次に、10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の財源更正をお願いするものでございます。

内容といたしましては、4月6日付で本市西八幡に在住の梶田孝幸様から、児童用の机・椅子の購入費用に活用していただきたいとの趣旨で、現金3万円のご寄附がありました。教育総務課では、小学校施設整備費において、老朽化した児童用の机・椅子を更新するための費用を予算計上しておりますので、こちらに活用させていただくことにいたしました。

本寄附に伴い、小学校施設整備費のその他財源を3万円増額し、一般財源を3万円減額する財源更正を行うものでございます。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 寄附を梶田さんから頂いたということなんですけれども、一般財源のほうに繰り入れてしまった場合、寄附者って普通よく、誰それ寄附とか、そういうのを何かに載つけるものだと思うんですけれども、そういう措置はどういうふうになるんでしょう。

○委員長（保坂 康） 堤課長。

○教育総務課長（堤 真由美） 寄附採納のほうは受けさせていただきますので、そちらのほうはお名前は載せさせていただくことになります。

○委員長（保坂 康） ほかがございませんか。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時15分

再開 午後 2時16分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、学校教育課より、10款教育費、4項学校給食費について、説明をお願いいたします。

小山田学校教育課長。

○学校教育課長（小山田拓也） お疲れさまでございます。

それでは、学校教育課の補正予算につきましてご説明をさせていただきます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

それでは、説明いたします。

10款教育費、4項学校給食費、1目給食センター費及び2目学校給食費の財源更正になります。

内容ですが、公立小学校の給食費無償化に伴う国の給食費負担軽減事業費補助金につきまして、本市の当初予算編成時は、国が2分の1、県が2分の1で、補助金が交付されると想定しておりましたが、全額、県補助金として交付されることが通知されました。

24ページ中段の表にあります財源内訳の国・県支出金の枠には、同じ枠に同じ名称の2つの補助金が記載されておりますが、上段が国庫支出金、下段が県支出金となります。

この通知に伴い、1目給食センター費、こちらは敷島・双葉の給食センターになります。この財源内訳につきまして、国庫支出金を5,353万8,000円減額し、県支出金を5,353万8,000円増額するとともに、2目学校給食費、こちらは自校式給食の6校になりますが、この財源内訳につきまして、国庫支出金を5,837万3,000円減額し、県支出金を5,837万3,000円増額する財源更正であります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時19分

再開 午後 2時20分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、生涯学習文化課より、10款教育費、6項社会教育費について、説明をお願いいたします。

奥石生涯学習文化課長。

○生涯学習文化課長兼図書館長（奥石文明） お疲れさまです。

生涯学習文化課より、6月補正予算につきましてご説明申し上げます。

補正予算説明書の24ページ、25ページをお願いいたします。

下段の10款教育費、6項社会教育費、3目文化会館費、002双葉ふれあい文化館管理運営費につきまして、734万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳の地方債は、公共施設等適正管理推進事業債で、残りは一般財源でございます。

補正額734万3,000円の内容につきましては、双葉ふれあい文化館のエアコン空調機の室外機の修繕工事費でございます。

施設に設置しているエアコンの室外機につきましては、16台中6台の故障が今年2月に判明し、1台は既に改修済みでございますが、5台が故障中となっております。故障の原因をメーカーに確認したところ、室外機の内部部品の経年劣化によるもので、稼働中の10台も今後、同様に故障する可能性があることと指摘されていることから、故障した場合に対応できるよう、全15台分の修繕工事費をお願いするものでございます。

続きまして、補正予算説明書の26ページ、27ページをお願いいたします。

10款教育費、6項社会教育費、4目文化財保護費、002文化財保護事業につきまして、13万2,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は一般財源でございます。

補正額13万2,000円の内容につきましては、市の文化財保存等事業費補助金で、市の指定文化財である三社神社の本殿に近接するヒノキ2本の倒木による本殿の破損を未然に予防する目的で、三社神社氏子総代会が実施する樹木の伐採に係る費用の2分の1を補助するものでございます。

続いて、003文化財調査事業につきましては、544万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。財源内訳は、その他財源で、全額、原因者である開発事業者からの埋蔵文化

財調査負担金でございます。

補正額544万4,000円の内容につきましては、中下条地内の埋蔵文化財包蔵地で開発などの工事を行う際の、文化財保護法に基づく記録保全のための発掘調査費用を補正するものでございます。

なお、この費用につきましては、原因者である開発事業者側が全額を負担することになっております。

以上が生涯学習文化課の補正予算の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 24ページのエアコンの室外機が故障としたということで、室外機、27年度からでしたっけ、省エネ基準3以上を推奨するとかいうことになっていると思うんですけども、省エネ基準に関しては、今回は対応するわけではないんですね。

○委員長（保坂 康） 興石課長。

○生涯学習文化課長兼図書館長（興石文明） お答えいたします。

今回につきましては、既存の室外機の内部部品の交換になりますので、交換のみという形になります。

以上です。

○委員長（保坂 康） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時24分

再開 午後 2時26分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、市民協働推進課より、2款総務費、1項総務管理費について、説明をお願いいたします。

小宮山市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） お疲れさまです。

市民協働推進課より、6月補正予算の内容について説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、16ページ、17ページになります。

2款総務費、1項総務管理費、12目市民活動費、002市民温泉等維持管理事業につきましては、1億4,971万円の増額をお願いするものであります。財源内訳につきましては、地方債1億3,470万円は公共施設等適正管理推進事業債で、残りは一般財源であります。

内容といたしましては、釜無川レクリエーションセンターの廃止に伴いまして、建物の解体工事に関する経費であります。

釜無川レクリエーションセンターは、鉄筋コンクリート造2階建て、建築面積731.69平米、延べ床面積1,279.10平米の建物で、昨年度に解体工事設計業務委託を執行しまして、その実施設計により、屋外施設等を含んだ取壊し、調査により確認された発じん性が一番低いアスベストの除去、そのほか発生材の運搬、処分、共通仮設費などの経費を工事請負費として計上させていただいております。

次に、005自治振興事業につきましては、430万円の増額補正をお願いするものであります。財源内訳につきましては、全てその他のコミュニティ助成事業補助金であります。

内容につきましては、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業の一般コミュニティ助成金として、2つの自治会の事業が採択されたことに伴いまして、計430万円が交付決定となりましたので、歳入歳出に計上させていただいております。

内容につきましては、公民館や自治会事業などで使用するテーブル、折り畳み椅子、除雪機、物置、移動用アンプ、スピーカー、ミニ耕うん機等の備品購入に対する助成でありまして、2つの自治会に190万円と240万円をそれぞれ交付するものであります。

以上が市民協働推進課の補正予算の説明となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 総務管理費の市民活動費、釜無川レクリエーションセンターの除却に関する費用なんですけれども、昨年、私どもが質問したときは、実施設計前なんですけれども、9,000万円ぐらいで、アスベストがあったとして、1億2,000万円程度かかるという説明があったんですよね。それが、どういう事情で1億5,000万円近くに増額になってしまったのか、お願いします。

○委員長（保坂 康） 小宮山課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） 経費につきましては、確かにそのように答弁があったということでありますけれども、やはり、あくまで概算で積算してあった工事設計でありまして、令和7年度に、先ほど説明した委託業務で詳細設計を行いました。その結果でありまして、昨今の物価高騰等により、積算単価が明らかに上昇していたという確認ができておりますので、そのような事情でこの金額をお願いするところであります。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 物価高騰というの、造る場合だったら、資材とかそういうのは購入するでしょうから、物価高騰の話は出てくるかと思うんですが、今度の場合は解体するわけですよね。解体する部品に対して、物価高騰というのがどうして表れるんでしょうか。

○委員長（保坂 康） 小宮山課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） 今説明した物価高騰を基に、積算単価の上昇と言いましたが、確かに部材等はそんなにかからないという確認はできましたが、主に人件費等、作業賃等も上がっておりますので、その関係でこの金額になっておりますので、お願いします。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 人件費等、大体幾らぐらいが幾らになったかというのは、どうなんでしょう。

○委員長（保坂 康） 小宮山課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） 詳細な単価は、詳細設計が上がってきて初めて分かったものであって、概算のときの単価が分かりませんので、幾らが幾らになったというのは、ちょっとここではお答えができかねます。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 詳細な単価は3月に上がっているわけですよね。その中で占める人件費の割合というのは、どの程度なんでしょう。

○委員長（保坂 康） 小宮山課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） 設計書の中では、人件費として幾らという設計ではありません。共通仮設費等、諸経費等で、そういうのが入っているものというふうに聞いております。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） これ、入札にかける場合、入札予定価格等は、これはどちらで、詳細設計をした業者がこの価格を提示しているということですか。

○委員長（保坂 康） 小宮山課長。

○市民協働推進課長（小宮山佳浩） 今回の設計委託の業者につきましては、株式会社野口設計ということで業務を執行していただきました。

ただ、入札の業者となると、もちろん建築関係の業者になるのではないかと思います。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 質問はこれまでにしますけれども、意見としては、やっぱり3,000万円、最大で1億2,000万円ぐらい言って、アスベストを含んでいるということで、1億2,000万円とされていたのが、1年間で3,000万円、あまりにも最初のがずさん過ぎるのか、あるいは今度、値上げになっているのがおかしいのか、ちょっと納得しかねることがあるので、これに関しては、ぜひ金額的なもので、もう少し検討をお願いしたいということです。

○委員長（保坂 康） 要望でよろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

休憩 午後 2時34分

再開 午後 2時36分

○委員長（保坂 康） 会議を再開します。

次に、スポーツ振興課より、10款教育費、7項保健体育費について、説明をお願いいたします。

広瀬スポーツ振興課長。

○スポーツ振興課長（広瀬 修） お疲れさまでございます。

スポーツ振興課からは、甲斐梅の里クロスカントリー大会実行委員会補助金に対する公益財団法人ライフスポーツ財団からの補助金交付決定による財源更正になります。

なお、説明は、補正予算説明書にて説明させていただきます。

補正予算説明書の26、27ページをお願いいたします。

10款教育費、7項保健体育費、1目保健体育総務費、右側説明欄、20スポーツイベント補助事業の財源内訳につきましては、その他財源として、特定事業ふるさと応援基金より400万円を甲斐梅の里クロスカントリー大会実行委員会補助金として、当初予算計上しておりましたが、公益財団法人ライフスポーツ財団の子供活動支援金制度から100万円の支援金を交付決定いただいたため、これを財源の一部とする財源更正を行うものでございます。

説明は以上となります。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

若尾委員。

○委員（若尾彰子） 梅の里クロスカントリー大会、毎年、そういった法人様だったりとか企業様から寄附を頂いていたと思うんですけども、公益財団法人ライフスポーツ様は毎年寄附を下さっているところでしょうか。

○委員長（保坂 康） 森田係長。

○スポーツ推進係長（森田 公） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和5年から100万円を寄附していただいております。

○委員長（保坂 康） 若尾委員。

○委員（若尾彰子） 子供の活動支援という名目でご寄附いただいているんですけども、こちらの寄附、このあたりで、子供の参加者の規定だとかはあるんでしょうか。

○委員長（保坂 康） 森田係長。

○スポーツ推進係長（森田 公） こちらの支援金につきましては、運動事業、また運動用具の購入事業、運動体験事業の3つの事業が対象となっておりまして、特にその事業に対しまして何人とか、そういうような規定は特にございません。

○委員（若尾彰子） ありがとうございます。

○委員長（保坂 康） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩し、職員の入替えを行います。

ここで休憩を入れます。

会議再開は2時50分をお願いいたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時47分

○委員長（保坂 康） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、保険課より、3款民生費、4項国民年金費について、説明をお願いいたします。

高須保険課長。

○保険課長（高須秀樹） それでは、よろしくお願いいたします。

保険課から、一般会計補正予算につきまして説明いたします。

補正予算説明書18ページ、19ページをお願いいたします。

上から2つ目、3款民生費、4項国民年金費、1目国民年金費52万1,000円の増額をお願いするものであります。財源内訳は、全額が国県支出金、国民年金市町村事務費交付金であります。

19ページの説明欄、010国民年金事務取扱費委託料は、国民年金の育児期間に係る保険料免除制度が10月1日から施行されることに伴うシステムの改修業務委託費であります。

制度改正の内容であります。第1号被保険者の子が1歳になるまでの育児期間に係る保険料を免除し、納付済み期間とするもので、これに伴い、システムに育児免除機能を追加いたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより議案第41号の討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありませんか。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 先ほどの公共施設の件で申し上げましたとおり、金額が3,000万円上がっているということもあり、非常に疑問だということと、除却に関しては、やっぱり玉幡公園の移設ですね、それを前提としたものであるんですけれども、そちらのほうはまだ出てきていないにもかかわらず、補正予算を今提案する必要があるのか、非常に疑問に感じております。そういうことで反対討論を、またきっちりしたものは出しますが、反対いたします。

○委員長（保坂 康） 次、本案に対する賛成者の発言はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なしということで、これで討論を終わりにいたします。

これより採決を行います。

本案は起立により採決を行います。

本案に賛成の方はご起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

○委員長（保坂 康） ご着席ください。

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任お願いいたします。

以上で議案第41号を終わります。

引き続き、議案第42号 令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を行います。

担当より説明をお願いいたします。

高須保険課長。

○保険課長（高須秀樹） それでは、引き続きまして、よろしくお願いいたします。

議案第42号 令和8年度甲斐市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきまして説明をいたします。

定例市議会案の27ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億2,650万7,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、28ページ、29ページ、第1表のとおりでございます。

それでは、歳入から説明をいたします。

補正予算書38ページ、39ページをお願いいたします。

4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節保険給付費等交付金（特別交付金分）47万7,000円であります。

次に、歳出について説明をいたします。

40ページ、41ページをお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費47万7,000円の増額をお願いするものでございます。財源内訳につきましては、全額が国・県支出金、保険給付費等交付金であります。

41ページの説明欄、003一般管理費委託料は、高額療養費制度が見直しをされ、本年8月1日から施行されることに伴うシステムの改修業務委託費であります。

見直しの主な内容といたしまして、高額療養費となる月額の自己負担限度額の引上げ及び新たな制度として長期療養者の経済的負担に配慮するため、負担額の年間上限額の導入等があります。

説明は以上であります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（保坂 康） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑等がありましたら、お願いいたします。

谷口委員。

○委員（谷口和男） 質問だけなんですけれども、高額療養費の負担、上限額が導入されたということなんですけれども、もともと何か上限額って、あったわけじゃないんですか。例えば、年収に応じて8,000円ですとか、あるいは月額ですね、それとか10万円とか、いろんなあったと思うんですけれども、それ以上の方に上限額が設定されたということですか。

○委員長（保坂 康） 高須課長。

○保険課長（高須秀樹） 委員さんのおっしゃるとおり、月額の上限額が年収に応じてありました。今回は、そのほかに年額の上限額というものも設定をいたしまして、高額医療に係る配慮というものを、今回新たな制度として設けるようになります。

以上です。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） 例えば月額が8,000円だったとして、それで年額というのは、どういう形になるんでしょう。

○委員長（保坂 康） 高須課長。

○保険課長（高須秀樹） 例えばですけれども、今こちらに表を持っておりますが、月額の上限額が1万5,000円の場合ですけれども、これが今後、年額の場合は、何回かかっても18万円、1万5,000円が何か月も月額かかったとしても、年間で18万円を超えるものについては限度となります。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） じゃ、月額というのは、1万5,000円として、翌月1万5,000円満たない場合があったとして、それが積み重なって1万5,000円になれば、上限額が適用されるということですか。

○委員長（保坂 康） 高須課長。

○保険課長（高須秀樹） そのとおりでございます。月額で限度額が設定して、もともとありますけれども、今度は毎月それがかかっても、1年間でそれ以上かからないというものの設定になってきます。

○委員長（保坂 康） 谷口委員。

○委員（谷口和男） じゃ、月額の上限額というのは、現行よりかなり高くなる方が多いんですかね。

○委員長（保坂 康） 高須課長。

○保険課長（高須秀樹） この辺につきましては、年収に応じてになってきますけれども、今回、月額の限度額も若干上がります。上がりますけれども、例えば、ほぼ毎月、限度額に近い負担をしている方も、例えば一番低い方ですけれども、18万円を超えれば、それ以上は1年間のうちにかからないというようなものになってきます。

○委員長（保坂 康） ほかがございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、委員の質疑を終了いたします。

これより討論、採決を行います。

まず、本案に対する討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 討論なしと認めます。

これで討論を終了いたします。

これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、委員会報告につきましては、ご一任願います。

以上で議案第42号を終わります。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

ここで暫時休憩し、職員が退室をいたします。

休憩 午後 2時58分

再開 午後 2時59分

○委員長（保坂 康） 会議を再開いたします。

次に、次第の3、その他に入ります。

私から1点、前回の委員会で話がありました視察研修について、ご意見を確認させていただきたいと思います。

委員よりありますでしょうか。

依田副委員長。

○委員（依田那津希） 視察先なんですけれども、皆さんそれぞれに思うところがあると思いますが、視察先の一つとして、埼玉県戸田市も、私はちょっと見学に行きたいなと思っています。

理由が、学校教育のDX化や学びの多様化の先進市であること、また、不登校支援についても活発であるところと、学校の働き方改革にも先進的事例を持っています。埼玉県において、平均的年齢も比較的若い市なので、保育や育児の分野でも多様性があるのではないかと思いますので、候補地の一つとして戸田市を挙げたいと思います。

以上です。

○委員長（保坂 康） ただいま依田副委員長から、戸田市というご意見がありました、い

かがでしょうか。

若尾委員。

○委員（若尾彰子） 私は、三重県名張市を候補地として挙げたいと思います。

市と民間医療機関が連携した孤立・孤独対策ですとか、子供たち、多世代の交流事業ですとか、それに基づいた健康増進、介護予防に力を入れている自治体ですので、ぜひ当市の参考にしたいと思います。

ほかにも幾つか候補地を挙げましたので、またそちら、委員長、副委員長含め、ご検討いただければと思います。

○委員長（保坂 康） ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） なければ、それでは、その内容で視察先の検討をしたいと思います。

日程等につきましては、委員長にご一任いただいて、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） それでは、そのようにいたします。

候補地の関係、またちょっと、いろいろ相談していきたいというふうに思います。

引き続き委員より、その他何かありましたら、お願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（保坂 康） 事務局より何かありましたら、お願いいたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（保坂 康） よろしければ、その他を終了いたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、厚生文教常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午後 3時03分